

漁 場 計 画

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のように定める。

- 一 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区
別表のとおり
- 二 免許予定日
令和六年一月一日
- 三 免許申請期間
令和五年九月十九日から同年十月三十日まで
- 四 存続期間
令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで
- 五 制限又は条件
なし

別表 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区

漁業権の公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
内共第一号	第五種共同漁業	あゆ漁業、あまご（地方名やまめ）漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業及びこい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	韮崎市、北杜市及び甲斐市の各地先	<p>基点一号（甲斐市下今井地先双田橋橋台左岸下流端）と基点二号（南アルプス市野牛島地先双田橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線と基点三号（長野県諏訪郡富士見町地先国界橋（上流側の橋）橋台左岸上流端）と基点四号（北杜市白州町地先国界橋（上流側の橋）橋台右岸上流端）とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>一 釜無川の合流点より上流の御勅使川の本流及び支流</p> <p>二 基点五号（北杜市高根町清里字月の木三千六百八十六番地下流筆界に設置した標柱）と基点六号（基点五号から百七十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と北杜市高根町清里地先東京電力津金発電所取水堰下流端から五十メートル下流の滝下の間の大門川の本流及びダムたん水域</p> <p>三 基点七号（北杜市須玉町大字比志字告場千四百四十三番地地先に設置した標柱）と基点八号（北杜市須玉町大字比志字シキミ沢三千七百三十八番地の十一地先に設置した標柱）とを結ぶ直線と基点九号（北杜市須玉町大字比志字塩川三千九百七十九番地の一地先に設置した標柱）と基点十号（北杜市須玉町大字小尾字大平二千七十一番地の一地先に設置した標柱）とを結ぶ直線と基点十一号（北杜市須玉町大字小尾字中積り八千八百六十三番地地先に設置した標柱）と基点十二号（北杜市須玉町大字小尾字切畑千二百四十四番地の三地先に設置した標柱）とを結ぶ直線との間の塩川及び本谷川の本流及びダムたん水域</p>	韮崎市、北杜市及び甲斐市
内共第二号	第五種共同漁業	あゆ漁業、あまご（地方名やまめ）漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ふな漁業及びこい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町及び中巨摩郡昭和町の各地先	<p>一 基点一号（西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端）と基点二号（南アルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線と基点三号（甲斐市下今井地先双田橋橋台左岸下流端）と基点四号（南アルプス市野牛島地先双田橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流</p> <p>二 基点五号（笛吹市石和町字小石和地先小石和樋門のスピンドル（巻揚軸））と基点六号（基点五号から百十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線より下流の笛吹川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>1 基点七号（笛吹市石和町字広瀬地先向橋橋台左岸下流端）と基点八号（甲府市向町地先向橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線より上流の平等川の本流及び支流</p> <p>2 基点九号（甲府市高成町字笹ノ渡千九百九番地の一地先に設置した標柱）と基点十号（甲府市猪狩町字曾根千五十七番地地先に設置した標柱）とを結ぶ直線と基点十一号（甲府市高成町字骨の坂千五百番地地先に設置した標柱）と基点十二号（基点十一号から百七十九度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の荒川の本流及びダムたん水域</p> <p>3 甲府市下帯那町の丸山溜池（通称千代田湖）</p> <p>三 釜無川の合流点より上流の御勅使川及び坪川の本流及び支流</p> <p>四 富士川の合流点より上流の戸川の本流及び支流</p>	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町及び中巨摩郡昭和町

内共 第三 号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、あまご (地方名やまめ) 漁業、にじます漁 業、いわな漁業、 うなぎ漁業、うぐ い漁業、おいかわ 漁業及びこい漁 業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	甲府市(向 町、和戸 町、川田町、 桜井町及び 横根町に限 る。)、山 梨市、笛吹 市(石和町、 御坂町及び 一宮町に限 る。))及び 甲州市の各 地先	一 基点一号(笛吹市石和町字小石和地先小石和樋門のスピンドル(巻揚軸))と基点二号(基点一号から百 十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(山梨市三富川浦字広瀬千八百十六番地の六十地先に 設置した標柱)と基点四号(山梨市三富上釜口字篠の平千七百七十八番地地先に設置した標柱)とを結ぶ直線 との間の笛吹川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 1 基点七号(甲州市塩山上萩原字日川四千七百八十四番地の二地先右岸に設置した標柱)と基点八号(甲 州市塩山上萩原字日川四千七百八十四番地の二地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点九号(甲州 市塩山上萩原字萩原山四千七百八十三番地の七百九十九地先右岸に設置した標柱)と基点十号(甲州市塩 山上萩原字萩原山四千七百八十三番地の七百九十九地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の日川 の本流及びダムたん水域 2 日川と雨ノ沢川の合流点と基点十一号(甲州市塩山上萩原字萩原山四千七百八十三番地の一地先に設置 した標柱)と基点十二号(甲州市塩山上萩原字日川四千七百八十四番地の一地先に設置した標柱)とを結 ぶ直線との間の雨ノ沢川 3 基点十三号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈四千四百四十番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十 四号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈四千四百四十番地の一地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線と基 点十五号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈四千四百四十番地の一地先左岸に設置した標柱)と基点十六号 (山梨市牧丘町大字北原字塩水四千三百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の琴 川の本流及びダムたん水域 4 琴川と塩水沢川の合流点と基点十七号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千三百三十九番地の一地先右岸に 設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千三百三十九番地の一地先左岸に設置した標 柱)とを結ぶ直線との間の塩水沢川 二 基点五号(笛吹市石和町字広瀬地先向橋橋台左岸下流端)と基点六号(甲府市向町地先向橋橋台右岸下流 端)とを結ぶ直線より上流の平等川の本流及び支流	甲府市(向 町、和戸 町、川田町、 桜井町及び 横根町に限 る。)、山 梨市、笛吹 市(石和町、 御坂町及び 一宮町に限 る。))及び 甲州市
内共 第四 号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、あまご (地方名やまめ) 漁業、にじます漁 業、いわな漁業、 うなぎ漁業、うぐ い漁業、おいかわ 漁業及びこい漁 業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	西八代郡市 川三郷町並 びに南巨摩 郡身延町、 南部町及び 富士川町の 各地先	基点一号(山梨県と静岡県との境界と富士川左岸との交点)と基点二号(基点一号から百二十度の直線と対 岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端)と基点四号(南ア ルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の富士川(釜無川を含む。)の本流及び支 流。ただし、次の区域を除く。 一 基点五号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端)と基点六号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸 下流端)とを結ぶ直線より上流の早川の本流及び支流 二 富士川の合流点より上流の戸川並びに釜無川の合流点より上流の坪川の本流及び支流	西八代郡市 川三郷町並 びに南巨摩 郡身延町、 南部町及び 富士川町
内共 第五 号	第五 種共 同漁 業	あまご(地方名や まめ)漁業、にじ ます漁業、いわな	一月一日 から十二 月三十一	南アルプス 市芦安芦倉 及び芦安安	基点一号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端)と基点二号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸下 流端)とを結ぶ直線より上流の早川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 一 南巨摩郡早川町大字湯島地先湯島発電所に係る湯島取水ダムより下流の仙城沢川	南アルプス 市芦安芦倉 及び芦安安

	業	漁業及びうぐい漁業	日まで	通並びに南巨摩郡早川町及び身延町の各地先	二 南巨摩郡早川町大字奈良田地先奈良田第三発電所に係る黒河内取水ダム及び石小屋沢取水ダムより下流の黒河内川の本流及びその支流 三 南巨摩郡早川町大字奈良田地先奈良田第三発電所に係る白河内取水ダムより下流の白河内川	通並びに南巨摩郡早川町及び身延町
内共第六号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	甲州市塩山高橋及び落合並びに北都留郡丹波山村の各地先	基点一号（北都留郡丹波山村字親川後山川左岸下流端と多摩川左岸との交点）と基点二号（基点一号から百八十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線より上流の多摩川の本流及び支流	甲州市塩山高橋及び落合並びに北都留郡丹波山村
内共第七号	第五種共同漁業	やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	北都留郡小菅村地先	基点一号（北都留郡小菅村字日向金風呂二千五百二十一番地の一地先金風呂橋橋台左岸下流端）と基点二号（北都留郡小菅村字高橋平二千四百九十一番地の二地先金風呂橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線より上流の小菅川の本流及び支流	北都留郡小菅村
内共第八号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、わかさぎ漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ふな漁業及びこい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	大月市及び上野原市の各地先	基点一号（山梨県と神奈川県との境界と桂川右岸との交点）と基点二号（基点一号から三百十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点（最下流の地点）から上流七百五十メートルの地点）と基点四号（基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 一 基点五号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の八地先右岸に設置した標柱）と基点六号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の八地先左岸に設置した標柱）とを結ぶ直線と基点七号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の七地先右岸に設置した標柱）と基点八号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の七地先左岸に設置した標柱）とを結ぶ直線との間の土室川の本流及びダムたん水域 二 基点九号（大月市七保町大字瀬戸字竹平二千三百十番地の三下流筆界に設置した標柱）と基点十号（大月市七保町大字瀬戸字唐沢二千三百一番地地先に設置した標柱）とを結ぶ直線と大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番山梨県有林百八十一林班一〇小班地先砂防堰堤上流端と大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番山梨県有林百九十四林班一〇小班地先砂防堰堤上流端との間の葛野川及び土室川の本流及びダムたん水域 三 大月市笹子町大字黒野田字宮之原地先の砂防堰堤上流端と大月市道奥野線奥野橋下流端との間の奥野沢川の本流	大月市及び上野原市
内共第九号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及	一月一日から十二月三十一日まで	富士吉田市、都留市及び南都留	基点一号（大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点（最下流の地点）から上流七百五十メートルの地点）と基点二号（基点一号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（富士吉田市と南都留郡忍野村との境界と桂川左岸との交点（最下流の地点））と基点四号（基点三号から五十度の直線と対岸との	富士吉田市、都留市及び南都留

	業	びうぐい漁業	日まで	郡西桂町の各地先	交点) とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流	郡西桂町
内共第十号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びびうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	上野原市秋山地先	基点一号(上野原市秋山字瀬戸原五百二十六番地地先に設置した標柱)と基点二号(基点一号から百三十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より上流の秋山川の本流及び支流。ただし、基点三号(上野原市秋山地先日向海戸橋橋台左岸上流端)と基点四号(上野原市秋山地先日向海戸橋橋台右岸上流端)とを結ぶ直線と基点五号(上野原市秋山地先落合橋橋台左岸下流端)と基点六号(上野原市秋山地先落合橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の秋山川の区域を除く。	上野原市秋山
内共第十一号	第五種共同漁業	やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びぶらうんます漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡忍野村地先	基点一号(富士吉田市と南都留郡忍野村との境界と桂川左岸との交点(最下流の地点))と基点二号(基点一号から五十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(南都留郡忍野村と山中湖村との境界と桂川左岸との交点(最上流の地点))と基点四号(基点三号から四十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流	南都留郡忍野村
内共第十二号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業及びうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡道志村地先	基点一号(山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点(最上流の地点))と基点二号(基点一号から二百九十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より上流の道志川の本流及び支流	南都留郡道志村
内共第十三号	第五種共同漁業	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業及びおおくちばす漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡山中湖村地先	山中湖	南都留郡山中湖村
内共第十四号	第五種共同漁業	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びおおくちばす漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町船津、浅川、小立、河口、大石、勝山及び長浜の各地先	河口湖	南都留郡富士河口湖町船津、浅川、小立、河口、大石、勝山及び長浜
内共第十	第五種共	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁	一月一日から十二	南都留郡富士河口湖町	西湖	南都留郡富士河口湖町

五号	同漁業	業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びおおくちばす漁業	月三十一日まで	西湖地先		西湖、西湖西及び西湖南
内共第十六号	第五種共同漁業	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業及びおいかわ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町精進地先	精進湖	南都留郡富士河口湖町精進
内共第十七号	第五種共同漁業	こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びにじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額の各地先	本栖湖	南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額
内共第十八号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業及びうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区の各地先	基点一号（山梨県と神奈川県との境界と道志川左岸との交点（最下流の地点））と基点二号（基点一号から百三十四度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点（最上流の地点））と基点四号（基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の道志川の本流	南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区